

コンサルティング約款

一般財団法人新日本検定協会（以下「当協会」という。）が依頼者から受託するコンサルティング業務（以下「本業務」という。）に関する基本的な契約条件を定めるものとして、コンサルティング約款（以下「本約款」という。）を以下のとおり定める。

第 1 条（受託及び本約款の適用）

依頼者が本業務を申し込み、当協会が受託の旨を通知した時点で、本約款が依頼者と当協会との契約内容として適用され、本業務の受託が成立するものとする。依頼者は、以下の書類または情報を当協会に提出するものとする。

1. 当協会所定様式の申込書
2. 個別契約書の締結その他、本業務に関する申込みに必要な書類・情報

第 2 条（個別条件等との関係）

本約款に定める事項と、個別契約書、依頼書、見積書、同意書その他当協会が依頼者に提示し依頼者が同意した個別の条件が抵触する場合、当該個別の条件が本約款に優先して適用されるものとする。

第 3 条（料金） 本業務の料金は、当協会が依頼内容その他必要な条件に応じて個別に見積書その他の方法により提示する料金によるものとする。

第 4 条（支払条件）

- 1 依頼者は、当協会の指定する期日までに、指定銀行口座へ料金を支払うものとする。
- 2 振込手数料その他支払に伴う費用は、依頼者の負担とする。

第 5 条（秘密保持）

1 各当事者は、相手方から開示若しくは提供された情報、または本業務に関連して知り得た相手方の情報（以下総称して「秘密情報」という。）を、本業務に関連して合理的に必要な範囲で使用し、相手方の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 前項にかかわらず、各当事者は、次の各号に定める場合には、秘密情報を開示することができるものとする。

(1) 本業務に関連して合理的に必要な範囲で、その役員、職員・従業員、関連団体または関連会社、弁護士その他の専門家に秘密情報を開示する場合。この場合、各当事者は、当該開示先に対し、本条と同等の秘密保持義務を負わせるよう合理的な措置を講じるものとする。

(2) 法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により秘密情報の開示を要求又は要請された場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示する場合。この場合、開示を行う当事者は、相手方に対し、当該開示の内容を事前に通知するものとし、事前の通知が困難であるときは、開示後可能な限り速やかに通知するものとする。

3 前二項にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示されたまたは知得した当時、既に公知、公用であった情報

- (2) 相手方から開示されるまたは知得する以前に、受領者が既に適法に所有していた情報
- (3) 相手方から開示されたまたは知得した後、受領者の責によらないで公知となった情報
- (4) 受領者が本業務と関わりなく独自に開発した情報
- (5) 受領者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

第 6 条（個人情報の取扱い）

- 1 当協会及び依頼者は、本業務に関連して個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従い、適切に取り扱うものとする。
- 2 当協会は、個人情報の取扱いについて、当協会の定める「一般財団法人新日本検定協会個人情報保護規則」に従うものとする。

第 7 条（実施報告・成果物） 報告書その他成果物の提出は、個別条件で定める場合に限るものとし、その内容、方法及び期限は当該個別条件によるものとする。

第 8 条（責任制限）

- 1 依頼者が本業務の結果を利用したことにより依頼者または第三者に生じた損害について、当協会は、当協会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- 2 当協会の責めに帰すべき理由により本業務に誤りがあった場合、当協会は依頼者と協議の上、次の各号のいずれかの措置を選択して講じるものとする。ただし、協議が調わない場合には、当協会は本業務の内容、誤りの程度その他の事情を踏まえ、合理的な範囲で対応方法を決定することができるものとする。
 - (1) 当協会の費用負担による本業務の再実施
 - (2) 本業務に係る料金の減額
 - (3) 誤りがあった本業務に係る料金相当額を上限とする損害賠償
- 3 当協会が依頼者に対して負う本業務に関する一切の責任は、本条に定める範囲に限られるものとする。
- 4 当協会が依頼者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その範囲は、当協会の責めに帰すべき事由と相当因果関係のある通常かつ直接の損害に限られるものとし、逸失利益、営業損失、事業機会の喪失、信用毀損、間接損害、特別損害、派生的損害及び結果的損害については、責任を負わないものとする。
- 5 前二項の定めは、当協会の故意または重過失による損害、当協会の秘密保持義務違反による損害及び当協会の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えいにより生じた損害には適用しない。
- 6 当協会は、本業務の結果が第三者の知的財産権その他の権利に抵触しないことを保証しない。

第 9 条（変更・解除・中止）

依頼者は、本約款に基づく契約成立後、本業務の内容の変更、解除又は中止を希望する場合、あらかじめ当協会に書面により申し出るものとする。変更、解除又は中止の内容及び条件は、当協会と依頼者が協議の上、書面により定めるものとする。この場合、当該時点までに発生した本業務に関する費用は、依頼者が負担するものとする。

第 10 条（反社会的勢力の排除）

- 1 依頼者及び当協会は、自己、自己の関係会社、役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ、反社会的勢力との間で資金提供、便宜供与、取引その他一切の関与がないことを表明し、保証する。
- 2 依頼者及び当協会は、自ら又は第三者を利用して、暴力的要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、脅迫的言動、信用毀損、業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないものとする。
- 3 前二項に反する事実が判明した場合、相手方は、何らの通知又は催告を要することなく、直ちに本約款に基づく契約を解除し、又は本業務を中止することができる。この場合、解除又は中止を行った当事者は、相手方に対し、これにより生じた損害について責任を負わないものとする。

第 11 条（不可抗力）

天災地変、法令の制定改廃、感染症の流行その他の不可抗力により、本業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合、依頼者及び当協会は、協議の上、履行期限の延長、業務内容の変更、中止その他必要な措置を決定するものとする。

第 12 条（協議事項） 本約款に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合、依頼者及び当協会は、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。依頼者は、当協会の事前の書面による承諾なく、本約款又は個別契約に基づく契約上の地位、権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、又はその他の処分をしてはならないものとする。

第 13 条（準拠法及び合意管轄） 本約款は、日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとする。本約款に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（本約款の変更）

当協会は、法令の改正、行政機関の指導、業務内容の変更その他必要がある場合、本約款を変更することができるものとする。変更後の約款は、当協会所定の方法により依頼者に通知又は公表した時点から適用されるものとする。

第 15 条（存続規定）

本契約終了後も、第 5 条（秘密保持）の規定は、終了後 3 年間存続するものとする。

（最終更新 2026 年 9 月 1 日）
一般財団法人新日本検定協会
食品営業グループ